

鹿屋市

じょ

せい

きん

助成金 のしおり



令和 6 年 6 月改訂

鹿屋市

はじめに

鹿屋市には、市民の皆様が生活を営むうえでご利用いただける様々な助成制度があります。

この助成金のしおりは、鹿屋市の助成制度について、広く周知を図り、活用していただくことを目的に作成しました。

掲載している助成制度は、種類により細かな要件もありますので、申請の際には事前に担当課にご確認ください。

なお、掲載内容については、令和6年度のものであります。制度が変更となる場合もありますので、ご利用の際は担当課にお問合せください。

鹿屋市長 中西 茂



目次

1 暮らしに関する助成 P1 ~ P15

- 居住誘導区域内等に住宅を建築又は購入取得する費用の助成
- 住宅リフォーム等費用の助成
- がけ地近接等危険住宅移転費の助成
- 危険ブロック塀等の撤去費用の助成
- 空き家等バンク登録物件改修等費用の助成
- 移住者の引越し費用の助成
- 危険空き家解体費用の助成
- 危険空き家跡地利活用の費用の助成
- 太陽光発電設備等設置費用の助成
- 合併処理浄化槽への転換費用の助成
- 排水設備等の設置整備費用の助成
- ㊦ かごしま出会いサポートセンター登録料の助成
- 結婚新生活に対する助成
- ㊦ 移住体験費用の助成
- テレワーク移住に対する助成

2 しごとに関する助成 P16 ~ P24

- 農林漁家民宿開業に対する助成
- ㊦ 狩猟免許取得に対する助成
- ㊦ 半農半Xや兼業農家に対する助成
- ㊦ 農産物の有機JAS認証取得に関する助成
- ㊦ 畑かん受益地における輪作の助成
- 新規就農研修に対する生活資金の助成
- ㊦ 遊休農地の解消に対する助成
- 農業後継者に対する助成
- 子牛導入に対する貸付

㊦…新規事業です

㊦…既存の取組内容や対象を拡大した事業です

3 健康に関する助成 P25～P29

- 人間ドック（一般・脳ドック等）受診費用の助成
- 30 歳代健康診査の助成
- がん患者ウィッグ購入費の助成
- 成人用風しん予防接種費用の助成
- ㊦ 19 歳未満インフルエンザ予防接種費用の助成

4 子育てに関する助成 P30～P34

- ㊦ 育児用品購入の助成
- チャイルドシートの貸出
- 高校生応援給付金の支給
- ㊦ 妊婦初回産科受診料の助成
- 不妊治療費用の助成

5 教育に関する助成 P35～P38

- 文化各種大会出場費用の助成
- ㊦ スポーツ大会出場費用の助成
- 奨学資金の貸付
- 就学資金の助成

㊦…新規事業です

㊦…既存の取組内容や対象
を拡大した事業です

6 高齢者に関する助成 P39～P46

- 住宅改修（バリアフリー化）費用の助成
- 福祉用具購入費用の助成
- はり・きゅう施術料の助成
- 公衆浴場利用料の助成
- 介護慰労金の支給
- 紙おむつ購入の助成
- 敬老バス乗車賃の助成
- 高齢者見守り確認機器導入費用の助成
- ㊦ 高齢者運転免許返納者へのサービス

7 事業者向けの助成 P47～P49

- 中小企業者の融資に対する助成
- 就職情報サイトに求人情報を掲載するための助成
- 販路開拓のための助成

㊦…新規事業です

㊦…既存の取組内容や対象
を拡大した事業です

新築・建売住宅の購入又は中古住宅の購入をしたときは？ (居住誘導区域又は地域生活拠点維持区域内の住宅)

◎鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援事業補助金 (居住誘導区域内等に住宅を建築又は購入取得する費用の助成)

- 助成の対象者は？
- ・ 居住誘導区域内等に住宅を新築又は購入する方
- 助成の内容は？
- ・ 新築住宅（又は建売住宅）購入補助金30万円
 - ・ 中古住宅購入補助金20万円
 - ・ 以下に該当する場合は加算あり
 - ・ 市外からの転入者補助金加算額30万円
 - ・ 子育て世帯、新婚世帯、高齢者等世帯、認定長期優良住宅等各補助金加算額20万円
 - ・ 空家バンクに登録の住宅補助金加算額10万円（補助金の合計は100万円が上限）
 - ※その外、住宅金融支援機構フラット35の借入金利を一定期間引き下げる制度と連携あり
- 助成の要件は？
- ・ 居住誘導区域又は地域生活拠点維持区域内の住宅等（専用住宅又は併用住宅）
 - ・ 登記後1年以内
 - ・ 市税を滞納していないこと など
- 申請に必要なものは？
- ・ 申請書及び添付書類一式
- 申請の時期は？
- ・ 随時（ただし、予算上限となるまで）



住宅をリフォーム・耐震化するとき？ (増築、屋根・外壁・居室・水回り等の改修、耐震化など)



◎鹿屋市支え愛ファミリー住宅改修応援事業補助金

○助成の対象者は？

- ①改修応援（リフォーム）
昭和56年6月以降に着工された自ら所有し居住する住宅のリフォーム工事(対象工事費20万円以上)を行う方
- ②耐震診断・耐震改修工事
昭和56年5月以前に着工された耐震性の無いおそれのある住宅に居住している方
※②と併せて、条件を満たせば①も利用可

○助成の内容は？

- ①改修応援（リフォーム）
・子育て世帯・高齢者等世帯＝改修工事費の20%（上限20万円）
・一般世帯＝改修工事費の20%（上限20万円）
※一般世帯はグリーン化、バリアフリー化工事に限る
 - ②耐震診断・耐震改修工事
・耐震診断：費用の2／3（10万円上限）
↓耐震性が不足する場合（ア又はイ）
ア、耐震改修：工事費の2／3（上限200万円）
イ、簡易耐震改修：工事費の2／3（上限100万円）
※耐震改修(ア)と併せてリフォーム(①)を行う場合
・子育て世帯・高齢者等世帯＝改修工事費の30%（上限30万円）
・一般世帯＝改修工事費の30%（上限30万円）
※一般世帯はグリーン化、バリアフリー化工事に限る
 - ③三世帯同居加算
・①②で改修応援まで実施する子育て世帯のうち、三世帯以上同居の場合、補助額を10万円加算
 - ④子ども加算
・子育て世帯で、高校生以下の子どもが三人以上いる世帯には、補助額を10万円加算
 - ⑤居住誘導区域内等加算
・定住をするために、鹿屋市立地適正化計画に定める居住誘導区域又は地域生活拠点維持区域内の中古住宅を購入し、改修を行う場合は、補助額を10万円加算
 - ⑥転入者加算
・市外から定住するために、中古住宅を購入し改修を行う場合は、補助額を10万円加算
- 助成の要件は？
- 市内業者が施工（診断）すること
 - 市税を滞納していないこと など
- 申請に必要なものは？
- (事前申込) 住宅の所有者・建築年月が確認できる書類
 - (交付申請) 事業計画書、見積書、図面、現況写真など
- 申請の時期は？
- 随時（ただし、予算上限となるまで）事前申込が必要です。
 - 詳しくはお問合せください。

問合せ先

市役所本庁舎 4 階建築住宅課

☎31-1129



がけ地に近接する住宅を移転したいときは？

◎鹿屋市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金

○助成の対象者は？

- ・以下のいずれかに該当する区域内にある住宅
 - ① 急傾斜地崩壊危険区域
 - ② 県建築基準法施行条例に基づくがけの区域（昭和46年8月以前に建設された住宅が対象）
 - ③ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
 - ④ その他特定行政庁の勧告を受けた住宅

○助成の内容は？

- ① 危険住宅の撤去移転に要する費用
限度額 97万5千円
- ② 危険住宅に代わる住宅の建設（購入）、土地取得、敷地造成のために、金融機関から借りた借入金の利子相当額
限度額 731万8千円

○助成の要件は？

- ・令和6年度中に移転可能な住宅
- ・空き家の撤去は対象となりません。

○申請に必要なものは？

- ・（事前協議）固定資産名寄帳兼課税台帳 など
- ・（交付申請）事業計画書、見積書、図面、現況写真 など

○申請の時期は？

- ・随時（ただし、予算上限となるまで）事前協議が必要です。
詳しくはお問合せください。



危険なブロック塀を撤去したいときは？

◎鹿屋市ブロック塀等安全対策事業補助金

- 助成の対象者は？
- ・対象者…道路に面したブロック塀等の所有者又は所有者の同意を得た方
 - ・対象事業…道路に面し、道路からの高さが80センチメートル以上であり、耐震診断により1項目以上の不適合があるものなど
- 助成の内容は？
- ・以下の工事費の1/2、ただし限度額 20万円
 - ① ブロック塀等の全てを撤去する工事
 - ② ブロック塀等の一部を撤去し、道路面からの高さを60センチメートル以下に減する工事
 - ③ 撤去したブロック塀等の代替として、安全な工作物等を設置する工事
- 助成の要件は？
- ・ブロック塀等が、道路改良その他公共工事の補償対象となっていないこと
- 申請に必要なものは？
- ・申請書、見積書、配置図、写真 など
- 申請の時期は？
- ・随時（ただし、予算上限となるまで）
※事前協議が必要です。



空き家等を有効活用したいときは？

(空き家・空き店舗を市外の移住希望者に賃貸する場合)

◎鹿屋市空き家等バンク登録物件改修事業補助金 … ① (下記①を参照ください)

◎鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金 … ② (下記②を参照ください)

空き家等バンクとは？

市内にある空き家・空き店舗を有効に活用するため、市外の移住希望者に対し、市のホームページなどで空き家等情報を提供し、移住、定住を促進することで、地域の活性化を図ろうとするものです。

○助成の対象者は？

- ①登録物件の改修
 - 市の**空き家等バンク**に登録後、賃貸借契約が締結された(ア) 空き家等の所有者、(イ) 空き家等の借受者
- ②家財道具等処分
 - 市の空き家等バンクに登録後、賃貸借又は売買契約が締結された空き家等の所有者

○助成の内容は？

- ① (ア) 改修費用の1/2 (上限50万円)
 - (イ) D I Y費用の1/2 (上限30万円)
- ②処分費用の2/3 (1物件上限5万円)

○助成の要件は？

- ・市内業者が施工すること
 - ※②家財道具等処分の場合、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていること
- ・家財道具等処分については、所有者等が自ら処分しても可
- ・市税の滞納がないこと など

○申請に必要なものは？

- ・申請書、印かん(署名時は不要)、誓約書、見積書、現況写真など
 - ※①の場合は賃貸借契約書の写し

○申請の時期は？

- ・随時(ただし、予算上限となるまでとし、交付申請日の属する年度内に完了する改修工事に限る。)



県外から移住するときは？

(※空き家等バンク登録物件を利用する場合)

◎鹿屋市空き家等バンク利用移住者引っ越し費用補助金

- 助成の対象者は？
 - ・ 空き家等バンク登録後、賃貸借又は売買契約が締結された空き家等の借受者
- 助成の内容は？
 - ・ 引っ越し費用の1/2（1世帯上限5万円）
- 助成の要件は？
 - ・ 鹿児島県外等からの移住者であること
 - ・ ほかの制度による公的扶助を受けていないこと
 - ・ 運送業として国土交通大臣の認可を受けた事業者を利用すること
- 申請に必要なものは？
 - ・ 申請書
 - ・ 印かん（署名時は不要）
 - ・ 誓約書
 - ・ 見積書
 - ・ 賃貸借又は売買契約書の写し
 - ・ 支払い領収書等 など
- 申請の時期は？
 - ・ 随時（ただし、予算上限となるまで）



問合せ先

市役所本庁舎 5 階地域活力推進課

☎45-6930



空き家となった危険な家を解体したいときは？

◎鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金

- 助成の対象者は？
- ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法及び市空家等の適正管理に関する条例に基づく助言、指導等を受けた主として居住用の空き家の所有者・管理者
- 助成の内容は？
- ・ 危険空き家の解体費用の1／3を助成（上限30万円）
- 助成の要件は？
- ・ 市が実施する危険空き家の危険度判定において、一定の点数以上であること
（判定内容：構造の腐朽又は破損の程度、落下又は飛散危険物の周囲への影響の有無 など）
 - ・ 解体費用が30万円以上であること
 - ・ 解体業者は、建設業法の許可を受けた市内の業者であること
 - ・ 市税等の滞納がないこと
 - ・ 解体及び撤去後の跡地利用の予定があること など
 - ※市外の所有者等の方も助成の対象となります。申請手続等は市内にお住まいの親戚の方に委任することも可能です。
- 申請に必要なものは？
- ・ 申請書、解体撤去費用の見積書、位置図、現況の写真 など
- 申請の時期は？
- ・ 11月29日(金)まで（ただし、予算上限となるまで）
※事前相談が必要です。



危険空家の跡地に住宅等を建築したときは？

◎鹿屋市危険空家解体跡地利活用補助金

- 助成の対象者は？
 - ・ 令和 5 年 4 月 1 日以降に危険空家解体撤去工事補助金の交付確定通知を受けて危険空家解体撤去工事補助金の交付を受けた者
- 助成の内容は？
 - ・ 解体撤去工事費用の 2 分の 1 の額から危険空家解体撤去工事補助金で交付を受けた額を差し引いた額（上限 30 万円）
- 助成の要件は？
 - 危険空家を解体した跡地が、鹿屋市立地適正化計画に定める居住誘導区域又は地域生活拠点維持区域内にあること
 - 跡地を含む敷地に居室を有する建築物が建築され、危険空家を解体した日から 2 年以内に表題登記が完了していること
- 申請に必要なものは？
 - ・ 申請書、跡地の位置図、跡地に建築された建物及び土地の登記事項証明書の写し など
- 申請の時期は？
 - ・ 表題登記が完了した日の翌日から起算して 6 月以内（ただし、予算上限となるまで）



住宅に太陽光発電・蓄電池を設置したいときは？

◎鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金

○助成の対象者は？

- ・ 自ら所有し居住する市内の住宅に補助対象設備を設置する方、又は自ら所有し居住するために新築若しくは購入する市内の住宅に補助対象設備を設置する方
- ・ 実績報告書の提出時に、補助対象設備を設置する住宅の場所に住所を有する方

○助成の内容は？

- ・ 太陽光発電設備及び蓄電池設備設置補助
- ・ 太陽光発電設備：出力（kW）×70,000円（上限：10kW未満）
- ・ 蓄電池設備：蓄電池の価格（工事費込み、税抜き）×1/3（上限：10kWh）
※10kWhを超える時は、10kWhまでが補助対象
※1kWhあたりの価格（工事費込み、税抜き）が15万5千円以下のものが補助対象
- ・ **蓄電池のみの設置及び既存設備の置換・増設は不可**

○助成の要件は？

- ・ F I T制度又はF I P制度の認定を取得しない設備であること（自家消費型）
- ・ 補助対象設備について、国・県・市から補助金等を受けていない又は受ける予定がないこと
- ・ 市税を滞納していないこと など

○申請に必要なものは？

- ・ 申請書、見積書の写し、設置費用内訳書、発電電力の消費量計算書、誓約書、市税の滞納がないことの証明 など
※詳しくはお問合せください。

○申請の時期は？

- ・ 4月中旬頃から随時（ただし、予算上限となるまで）

問合せ先

市役所本庁舎 5階生活環境課

☎31-1115



合併処理浄化槽への転換を行うときは？

◎鹿屋市小型浄化槽設置整備事業補助金

○助成の対象者は？

- ・公共下水道及び農業集落排水事業区域外の住宅で、小型合併処理浄化槽への転換を行う方

○助成の内容は？

- ・既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を廃止し、小型合併処理浄化槽（生活雑排水と、し尿を併せて処理する浄化槽）を個人住宅に設置する場合に助成

①小型合併処理浄化槽の設置に関する費用

業者区分	人槽区分	補助額
市内業者	5人槽	382,000円
	7人槽	464,000円
	10人槽	598,000円
市外業者	5人槽	332,000円
	7人槽	414,000円
	10人槽	548,000円

②単独処理浄化槽の撤去に関する費用 120,000円

③くみ取り便槽の撤去に関する費用 90,000円

④宅内配管工事に関する費用 300,000円

※②、③、④は施工業者の市内外は問わない

○助成の要件は？

- ・単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの転換であること（新築は対象外）
- ・専用住宅であること（居住を目的とした住宅、又は店舗等を併設した住宅で、住宅部分の面積が1／2以上であること）
- ・処理対象人数が10人以下の浄化槽であること
- ・販売目的の住宅でないこと
- ・市税の滞納がないこと

○申請に必要なものは？

- ・申請書
- ・浄化槽設置届の写し
- ・誓約書
- ・工事見積書
- ・平面図
- ・滞納のない証明書 など

○申請の時期は？

- ・随時（ただし、予算上限となるまで）

問合せ先

市役所本庁舎 5階生活環境課

☎31-1115



公共下水道に接続するときは？

◎鹿屋市排水設備等設置整備事業補助金

○助成の対象者は？

- ・くみ取り便所又は浄化槽から下水道に接続する個人住宅にお住まいの方

○助成の内容は？

- ・上記対象者に接続費用の一部を助成
※供用開始：公共下水道工事が終了し、下水道へ接続できるようになったとき。

供用開始後から排水設備 工事完了までの年数	3年以内	4年以降 (令和8年3月31日に 工事完了するもの)
補助額	150,000円	100,000円

※ただし、補助金額に達しない場合は、当該排水設備等工事経費の額をもって補助金の額とする。

○助成の要件は？

- ・公共下水道事業計画区域内及び事業計画区域以外の流入区域にある個人名義の住宅であること（貸家も可）
- ・くみ取り便所・浄化槽を廃止し、すべての生活排水を下水道へ接続すること
- ・新築は対象外
- ・受益者負担金を滞納していないこと

○申請に必要なものは？

- ・申請書
- ・排水設備等工事申請書・設計書の写し
- ・平面図
- ・工事代金請求書の写し
- ・下水道使用開始届出書の写し など
※通常工事店が代理申請をします。

○申請の時期は？

- ・随時（ただし、予算上限となるまで）

問合せ先

市役所分庁舎 2 階下水道課

☎31-1133



結婚相手を探しているときは？

◎かごしま出会いサポートセンター登録料の助成

- 助成の対象者は？
- 令和6年4月1日以後にかごしま出会いサポートセンターに入会した市民
 - (2年の会員期間が終わり、更新のため再度入会する場合も対象)
- 助成の内容は？
- かごしま出会いサポートセンターの入会登録料に2分の1を乗じた金額
 - ※1人につき1回
- 助成の要件は？
- 本市に住所を有し、現に婚姻をしていない者であること
 - 令和6年4月1日以後にセンターに入会した者であること
 - 市税等を滞納していない者であること
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- 申請に必要なものは？
- 申請書、センターの入会登録料を納入した事実及び金額がわかるもの、現住所を証する書類 など
- 申請の時期は？
- 随時(申請期限はセンターに入会した日の属する年度の3月31日まで)



結婚新生活を応援します!!

◎鹿屋市結婚新生活支援事業

- 助成の対象者は？
- ・ 令和6年1月1日～令和7年3月31日に入籍した世帯
※年度末に入籍予定の方はお早めにご相談ください。
- 助成の内容は？
- ・ 住宅購入費、住宅リフォーム費、住宅賃借料（1か月分）、引越費用の合計（上限30万円 ※夫婦ともに29歳以下の場合は上限60万円）
※令和6年4月1日～令和7年3月31日に支払った経費が対象
- 助成の要件は？
- ・ 婚姻時に夫婦ともに39歳以下であること
 - ・ 夫婦の合計所得が500万円未満であること
 - ・ 申請時に夫婦ともに市内に住所があり、1年以上継続して居住する意思を有すること
 - ・ 夫婦ともに他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
 - ・ 夫婦ともに市税の滞納がないこと
- 申請に必要なものは？
- ・ 申請書、戸籍謄本または受理証明書、住民票の写し、所得証明書、住宅の売買契約書・賃貸契約書・リフォームに係る工事請負契約書等の写し、各費用に係る領収書、誓約書 など
- 申請の時期は？
- ・ 随時（ただし、予算上限となるまで）



鹿屋市で移住体験するときは？

◎鹿屋市移住体験支援事業補助金

- 助成の対象者は？
- ・ 県外（日本国内に限る）に住所を有し、本市において就業活動（求職活動又は就業を前提とした農林水産業での職場体験等）を行う 60 歳未満の方
※既に市内企業に内定している方を除く
- 助成の内容は？
- ①本市までの旅費及び滞在期間中の宿泊等に要した費用
基本額：1 人当たり 1 万円
・ 公共交通機関を利用する場合は 1 人につき 1 万円を加算
・ 18 歳未満の子は 1 人につき 1 万円を加算
※ 1 人当たり最大 2 万円。18 歳未満の子は最大 3 万円
 - ②滞在期間中に使用したレンタカー費用
レンタカー代の $1/2$ （上限 3 万円）
※ガソリン代は除く
- 助成の要件は？
- ①本市において就業活動（求職活動又は就業を目的とした農林水産業での職場体験等）を行うこと
 - ②滞在期間中は市内の宿泊施設に 2 泊以上宿泊すること
 - ③同一世帯に属する者が、当該補助金を受けていないこと
- 申請に必要なものは？
- ・ 滞在予定者全員の住民票、申請書、活動計画表など
- 申請の時期は？
- ・ 市内に滞在する 1 か月前まで（ただし、予算上限となるまでとし、交付申請日の属する年度の 2 月 28 日までに終了する滞在期間に限る。）



テレワークを続けながら 鹿屋市に移住するときは？

◎鹿屋市テレワーク移住奨励金

- 助成の対象者は？
- ・ 県外（日本国内に限る）から市内へ移住し、テレワークにより従前の就労や事業を継続する方
- 助成の内容は？
- テレワーク移住奨励金
 - ・ 単身世帯 30 万円
 - ・ 複数世帯 50 万円
 - ※ 18 歳未満の世帯員がいる場合は、25 万円を加算
 - ※ 3 年以内に市外に転出した場合は、奨励金の返還が必要になります。
- 助成の要件は？
- ①令和 5 年 1 月 1 日以後に県外から市内に転入した上で就労要件を満たしていること
 - ②転入日において 60 歳未満であること
 - ③転入日の前 6 か月以上継続して県外に住民登録があること
 - ④申請後、3 年以上継続して市内に居住する意志があること
 - ⑤市内に住所を有していること
 - ⑥転勤、出向、出張、研修等を理由とした転入でないこと
 - 【就労要件】
 - ・ 県外の企業に在職している被雇用者であってテレワークにより当該就労を継続していること
 - ・ 県外で企業を経営している法人経営者であってテレワークにより当該法人経営を継続していること
 - ・ 事業活動を行う個人事業主であってテレワークにより当該事業活動を継続していること
- 申請に必要なものは？
- ①被雇用者
就業証明書、世帯全員の転入の日前 6 か月間の住所がわかる住民票の除票又は戸籍の附票、申請書 など
 - ②法人経営者又は個人事業主
テレワークにより法人経営又は事業活動を行っていることを証する書類、世帯全員の転入の日前 6 か月間の住所がわかる住民票の除票又は戸籍の附票、申請書 など
- 申請の時期は？
- ・ 随時（ただし、予算上限となるまでとし、交付申請日の属する年度内に支払が完了するものに限る。）



農林漁家民宿開業をお考えのときは？

◎鹿屋市農林漁家民宿開業事業費補助金

- 助成の対象者は？
- ・市内に居住し、市内で農林漁家民宿を開業しようとする方、又は既に開業している方
- 助成の内容は？
- ①簡易宿所営業許可に係る許認可申請費用（10／10以内。ただし1人につき1回限り）
 - ②旅館業法及び食品衛生法の規定による営業許可取得に必要な家屋等の改修費用（1／2以内）
- 自宅内で農林漁家民宿を行う場合
…①と②の合計で10万円上限
- 自宅外で農林漁家民宿を行う場合
…①と②の合計で30万円上限
- 助成の要件は？
- ・農林漁家民宿の営業にあたり、法改正若しくは老朽化等により建物等の改修が必要であること
 - ・市税等を滞納していないこと
 - ・農林漁家民宿開業後、鹿屋市観光協会ツーリズム事業推進部に5年以上加入し、事業の継続が見込まれること
 - ・国、県、財団等からこの事業と同様の助成を受けていないこと
- 申請に必要なものは？
- ・申請書
 - ・事業計画書
 - ・収支予算書
 - ・対象経費の内容を確認できるもの（見積書、写真等）
 - ・誓約書
 - ・市税の滞納がないことの証明書類 など
- 申請の時期は？
- ・随時（ただし、予算上限となるまで）



狩猟免許を取得されるときは？

◎狩猟免許取得の助成（有害鳥獣捕獲事業）

- 助成の対象者は？
 - ・市内に住所を有し、狩猟免許を取得予定の者
- 助成の内容は？
 - ・狩猟免許取得に要する経費に対し1万円
 - ・狩猟免許試験証紙代
 - ・狩猟免許試験に伴う講習会受講料及び猟友会県支部手数料
 - ・猟友会への登録に係る初年度会費等
- 助成の要件は？
 - ・市有害鳥獣捕獲対策協議会の有害鳥獣捕獲活動従事者名簿に登録又は登録予定の者
- 申請に必要なものは？
 - ・申請書
- 申請の時期は？
 - ・狩猟免許試験の前日まで
(ただし、予算上限となるまで)



小・中規模の営農を継続したいときは？

◎半農半 X や兼業農家に対する助成

- 助成の対象者は？
 - ・ 下記のいずれも満たす方
 - ・ 認定農業者や認定新規就農者ではない方
 - ・ 農作物を出荷している方
 - ・ 補助を受けた次年度から起算して少なくとも3年間は営農する方 など
- 助成の内容は？
 - ・ 条件を満たす方が農業用機械や施設整備に要する経費を助成
 - ・ 対象経費の3／10以内（対象経費上限50万円 補助上限15万円）
- 助成の要件は？
 - ・ 自身の農地あるいは農地中間管理事業を活用した農地で10a以上耕作していること
 - ・ 市税の滞納がないこと など
- 申請に必要なものは？
 - ・ 申請書
 - ・ 事業計画書
 - ・ 対象経費の内容を確認できる書類（見積書、カタログ等）
 - ・ 出荷証明書
 - ・ 市税の滞納がないことの証明書類 など
- 申請の時期は？
 - ・ 7月中旬予定（広報かのかや等でお知らせします。）



農産物の有機 JAS を取得したいときは？

◎農産物の有機 J A S 認証取得に関する助成

- 助成の対象者は？
 - ・ 農産物の有機 J A S 認証取得者（加工食品は除く）
- 助成の内容は？
 - ・ 認証取得経費の助成
 - ・ 新規取得申請料：定額（上限15千円）
 - ・ 認証審査料：1 / 2 以内（ただし、審査員の旅費、振込手数料、郵送料、申請書式集代、登録認証機関年会費、認証シール等は対象外。上限を個人87千円、法人・団体175千円とする。）
- 助成の要件は？
 - ・ 農産物の有機 J A S 認証を取得していること
- 申請に必要なものは？
 - ・ 認証機関が発行する有機 J A S 認証の審査結果が分かる書類、認証ほ場面積が分かる書類、認証手数料が分かる請求書 など
- 申請の時期は？
 - ・ 随時



畑かん水を活用し輪作に取り組みたいときは？

◎畑かん受益地における輪作の助成

- 助成の対象者は？
 - ・ 畑かん受益地内の畑において、さつまいも等の春夏作（飼料作物を除く。）の後に、秋冬作として、秋ばれいしょ、若掘りごぼう、キャベツ、秋かぼちゃ、だいこん、ブロッコリー、にんじん（以下「対象作物」という。）を作付けする農業者等
- 助成の内容は？
 - ・ 受益地において対象作物の輪作に取り組んだ面積に対して助成
10a当たり、秋ばれいしょ1,500円、若掘りごぼう5,500円、キャベツ5,500円、秋かぼちゃ5,500円、だいこん7,000円、ブロッコリー14,500円、にんじん15,000円
- 助成の要件は？
 - ・ 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されていること など
- 申請に必要なものは？
 - ・ 受益地で耕作したことを証明する書類（農地基本台帳、作業日誌等） など
- 申請の時期は？
 - ・ 1 月末日まで（予定）



新たに農畜産業を始めたいときは？

◎鹿屋市新規就農者就農支援資金… ①（下記①を参照ください）

◎鹿屋市畜産担い手定着促進事業… ②（下記②を参照ください）

○助成の対象者は？

- ・市に居住又は居住する見込みのある者で、中核的農業者となるもの
- ・年齢が満18歳以上50歳未満の方

○助成の内容は？

- A 研修資金
 - ・農業研修に対する生活資金として助成（①最長1年間 ②最長2年間）
 - ・単身者 月額15万円以内
 - ・夫婦 月額20万円以内
 - ※国の就農準備資金の対象となる方は、上記の金額から国の交付額（年額150万円以内）の差額を助成します。
 - ・単身者 年額30万円以内
- B 就農開始資金
 - ・就農するために必要な経費として助成
 - ①単身者・夫婦ともに50万円以内（就農開始時1回限り）
 - ②単身者・夫婦ともに100万円以内（就農開始時1回限り）

○助成の要件は？

- ・市が適当と認めた市内の生産組織等で行う研修終了後、直ちに5年以上就農する方

○申請に必要なものは？

- ・申請書、就農計画書、履歴書、研修受入証明書、市税の滞納がないことの証明書類 など

○申請の時期は？

- ・随時（ただし、予算上限となるまで）

（新規就農者 HP）



（畜産担い手 HP）



問合せ先

- 新規就農者就農支援資金関係
市役所本庁舎 2 階農政課
- 畜産担い手定着促進事業関係
市役所本庁舎 2 階畜産課

☎31-1183

☎31-1118

遊休農地を解消したいときは？ (耕作可能な農地にするなど)

◎鹿屋市遊休農地解消対策事業助成金

- 助成の対象者は？
- ・市内に住所を有する農家等
- 助成の内容は？
- ・遊休農地解消に係る費用の助成
事業費の限度額（10アール当たり）
 - 除草等を行えば耕作できる農地
対象経費の1／2（限度額：50,000円）
 - 重機等を用いて整備すれば耕作できる農地
対象経費の2／3（限度額：300,000円）
- 助成の要件は？
- ・新たに農用地区域内の遊休農地を耕作目的で購入、または借りて解消、再生しようとするもの。
※鹿屋市農業委員会で毎年実施している農地の調査において、遊休農地と判定された農地に限る。
- 申請に必要なものは？
- ・申請書
 - ・対象経費が確認できる書類（見積書等）
 - ・着工前、着工後の写真 など
- 申請の時期は？
- ・随時（ただし、予算上限となるまで）



農業後継者となったときは？

◎鹿屋市農業後継者就農支援事業

- 助成の対象者は？
- ①市内に住所を有していること
 - ②下記のいずれかに該当すること
 - ・親（3親等以内の親族含む）の経営を継承した方
 - ・親の経営を継承すべく親元で農業に従事している方
 - ・農業法人の役員、又は役員の3親等以内の方
 - ③継承時の年齢が50歳以下であること など
- 助成の内容は？
- ・農業後継者が農業用機械や施設整備に要する経費を助成
 - ・対象経費の3／10以内（上限50万円）
- 助成の要件は？
- ・家族経営協定を事前申請前までに締結していること
 - ・農業次世代人材投資資金又は経営開始資金を受給していないこと
 - ・市税の滞納がないこと など
- 申請に必要なものは？
- ・申請書
 - ・事業計画書
 - ・対象経費の内容を確認できる書類（見積書、カタログ等）
 - ・家族経営協定書
 - ・市税の滞納がないことの証明書類 など
- 申請の時期は？
- ・6月中旬予定（広報かのや等でお知らせします。）



繁殖雌牛の頭数を増やしたいときは？

◎肉用牛導入基金事業

- 助成の対象者は？
- ・ 市内に居住し、畜舎を有する肉用子牛生産農家
（ただし最終償還時の年齢が81歳以下の方）
- 助成の内容は？
- ・ 繁殖雌牛の貸付
- ◎貸付条件
- ・ 1頭当たり60万円以内の子牛
 - ・ 6年間 無利息 一括返済
 - ・ 連帯保証人1名
 - ・ 家畜共済（死亡廃用共済、疾病傷害共済）に加入すること
- 助成の要件は？
- ・ 市内に居住する肉用子牛生産農家で、繁殖雌牛の貸付を希望する方
 - ・ 1頭当たり6アール以上の飼料作付
- 申請に必要なものは？
- ・ 貸付申込書
 - ・ 畜産経営計画書
 - ・ 実印、印鑑登録証明書、市税等の滞納がないことの証明書類、収入印紙
- 申請の時期は？
- ・ 貸付を希望する月の前月末日まで

問合せ先

市役所本庁舎 2階畜産課
輝北総合支所産業建設課
串良総合支所産業建設課
吾平総合支所産業建設課

☎31-1118
☎099-486-1111
☎63-3111
☎58-7111



人間ドックを受診するときは？

◎人間ドックの助成

○助成の対象者は？

- ①国民健康保険被保険者
- ②後期高齢者医療被保険者

○助成の内容は？

- ・表のとおり、受診費用の一部を助成

区 分	助成額
一般ドック	16,500円
脳ドック	18,000円
がん(P E T)ドック	50,000円

- ・受診は市の指定する医療機関に限る。

○助成の要件は？

- ①・受診日の年齢が30～74歳までの方
 - ・前年度の国民健康保険税を完納していること
 - ・人間ドックの検査結果を提供できること
- ②・前年度の後期高齢者医療保険料を完納していること
 - ・人間ドックの検査結果を市に提供できること

○申請に必要なものは？

- ・申込書
- ・健康保険証

○申請の時期は？

- ・4月下旬から5月中旬（定員数あり）
※同じ年度内に特定健康診査・長寿健康診査の助成を受ける（受けた）方は申請できません。



30 歳代で健康診査を受けるときは？

◎ 30 歳代無料健康診査

- 助成の対象者は？
 - ・ 市内に住民登録があり、年度末年齢30歳～39歳以下の方
- 助成の内容は？
 - ・ 市が実施する集団健康診査（無料）
 - （日程・会場）
 - ・ 健診日 10月18日(金)～10月20日(日)（3日間）予定
 - ・ 会場 市保健相談センター
 - （健診内容）
 - 問診、身体計測、血圧測定、血液検査、心電図、尿中塩分摂取量検査、ピロリ菌・胃がんリスク検査等
 - ※ピロリ菌・胃がんリスク検査は過去未受診者が対象
- 申請に必要なものは？
 - ・ 電話またはインターネットでの事前申請予約（定員数あり）
 - ※予約がないと受診できません。
- 申請の時期は？
 - ・ 8月下旬予定（広報かのかや等でお知らせします。）



医療用ウィッグを購入したいときは？

◎がん患者ウィッグ購入費の助成

- 助成の対象者は？
- ・ 下記の要件を全て満たす方
 - ・ 市内に住所のある方
 - ・ がんと診断され、現在治療中又は過去に治療を受けたことがある方
 - ・ 他の制度において、ウィッグの購入費用の助成や給付を受けていない方
- 助成の内容は？
- ・ ウィッグ等購入経費
 - ・ 助成対象経費の1/2（上限2万円）
- 助成の要件は？
- ・ 医療用ウィッグ（全頭用）及び装着に必要な頭皮保護用のネットとし、助成対象者1人につき1回を限度に助成する。
 - ・ 助成金の交付の対象となる経費は、用具の購入費とし、購入のために要する交通費、送料、代金決済手数料等の諸費用及び付属品、ケア用品等は助成の対象外とする。
 - ・ 国又は地方公共団体等が別に負担するものは助成の対象外とする。
- 申請に必要なものは？
- ・ がんの治療を受けていることを証明する書類（治療方針計画書、診療明細書等）
 - ・ ウィッグ等を購入したことを証明する書類（品名や金額の記載のある領収書）
 - ・ 本人確認書類（運転免許証等）
 - ・ 印かん
 - ・ 振込先口座の通帳
- 申請の時期は？
- ・ 購入した日の属する年度内



成人用風しん予防接種を受けるときは？

◎成人用風しん予防接種の助成

- 助成の対象者は？
 - ・市内に住所を有し、風しん抗体検査結果の価が十分でないと判断された、妊娠を希望する女性又は妊娠を希望する女性の同居者又は風しん抗体値が低い妊婦の同居者のうち、風しん抗体が十分でない者
- 助成の内容は？
 - ・接種費用助成 1人1回
 - ・麻しん風しん混合ワクチン6,000円
 - ・風しん単独ワクチン3,000円
- 助成の要件は？
 - ・協力医療機関で接種すること
 - ・協力医療機関に備えてある予診票を記入すること
- 申請に必要なものは？
 - ・申請不要
 - ※事前予約し、検査結果票又は母子健康手帳をご持参ください。
- 申請の時期は？
 - ・随時



19歳未満でインフルエンザ予防接種を受けるときは？

◎ 19歳未満インフルエンザ予防接種の助成

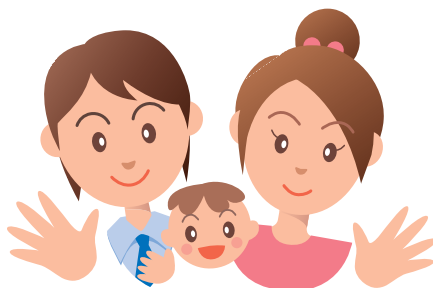
- 助成の対象者は？
- ・ 市内に住民登録している方
 - ・ 平成18年4月2日以降生まれで接種日において生後6ヶ月以上の方
- 助成の内容は？
- ・ 19歳未満（高校3年生まで）2,000円（1人1回）
 - ・ 6か月以上13歳未満（小学6年生まで）
2,000円×2回（1回あたり2,000円が上限）
※2,000円を超える分は自己負担
- 助成の要件は？
- ・ 協力医療機関で接種すること
 - ・ 定められた助成期間内に接種すること
 - ・ 協力医療機関に用意してある予診票を記入すること
- 申請に必要なものは？
- ・ 申請不要
※事前予約し、住所が確認できる健康保険証等と母子健康手帳をご持参ください。
- 申請の時期は？
- ・ 10月～1月まで（予定）



赤ちゃんが産まれたときは？ (育児用品購入に係る費用の一部を助成します)

◎育児用品購入の助成

- 助成の対象者は？
 - ・ 市内に居住する満1歳未満の乳児の保護者
- 助成の内容は？
 - ・ 育児用品購入の助成
乳児1人当たり、12,000円分の助成券を交付
(1,000円×12枚)
- 助成の要件は？
 - ・ 乳児、保護者ともに市内に住所を有すること
 - ・ 登録店舗で購入すること
- 申請に必要なものは？
 - ・ 申請書、申請者の身分が確認できるもの、母子手帳、印かん
- 申請の時期は？
 - ・ 随時（支給対象児が満1歳になる誕生日の前日まで）



チャイルドシートが必要になったときは？ (市外から孫が帰ってくるなど)

◎チャイルドシートの無料貸出

- 貸出の対象者は？
- ・市内に居住する満1歳未満の子どもを乗せて運転する必要のある方、又は出産予定日を1か月以内に控えている方
 - ・市外から帰省する子ども（4歳以下）を乗せて運転する必要のある方
- 貸出の内容は？
- ・チャイルドシート一式
 - 貸出期間①市内に居住する子ども…1歳になる誕生日の月の末日まで
 - ②市外から帰省する子ども…最長3週間
- 貸出の要件は？
- ・借りる方が市内に住所を有すること
 - ・普通自動車を運転できる免許を持っていること
 - ・チャイルドシートが装着できる自動車を持っていること
 - ※貸出料は無料ですが、返却時にシートカバー等はクリーニング店でクリーニングを行い、証明をもらう必要があります。なお、クリーニングに係る費用は自己負担となります。
- 申請に必要なものは？
- ・申請書
 - ・運転する方の運転免許証
 - ・装着する車の車検証
 - ・印かん
 - ・母子手帳（出産予定の方のみ）
- 申請の時期は？
- ・随時



高校生の子どもを養育しているときは？ (対象児童を養育する保護者の方へ給付金を支給します)

◎高校生応援給付金（令和6年9月事業終了）

- 助成の対象者は？
 - ・対象児童を養育している保護者
- 対象の児童は？
 - ・高校生（相当年齢）
 - ※婚姻しているものを除く
- 助成の内容は？
 - ・対象児童1人当たり月額5,000円
- 助成の要件は？
 - ・対象児童を養育している保護者が市内に住所を有すること
- 申請に必要なものは？
 - ・申請者名義の口座がわかるもの（通帳等）、申請者の身分証明書
 - ※対象児童が市外在住の場合、上記の他児童の住民票
- 申請の時期は？
 - ・随時
 - ※該当年度の9月30日まで
 - ※鹿屋市から児童手当・児童扶養手当を受給している方は原則、申請は不要
 - ※転入者は転入日から15日以内
 - ※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。



妊娠判定検査を受けたときは？

◎妊婦初回産科受診料の助成

- 助成の対象者は？
 - ・ 妊婦
- 助成の内容は？
 - ・ 妊娠判定に要する検査項目に係る費用の実費相当額
1回の妊娠につき上限 10,000 円
- 助成の要件は？
 - ・ 鹿屋市に住民票がある妊婦の方
 - ・ 鹿屋市からの支援に同意できる方
 - ・ 初回産科受診日が令和 6 年 4 月 1 日以降の方
- 申請に必要なものは？
 - ・ 医療機関の領収書、明細書、印鑑
 - ※子育て支援アプリ「かのや育 memo」をダウンロードし、母子健康手帳予約と同時に申請
- 申請の時期は？
 - ・ 母子健康手帳交付時
 - ※初回産科受診により妊娠判定を受けた翌日から 3 か月経過する月の末日まで

子育て支援アプリ「かのや育 memo」とは、妊娠・出産・育児を記録と情報でサポートするアプリです。

お子さん一人一人の成長に合わせた子育て情報の発信や簡便な予防接種スケジュールツールの提供などにより子育て支援をサポートします。

「かのや育 memo」の二次元コード

iPhone 用

Android 用



不妊治療を受けたときは？



◎不妊治療費の助成

○助成の対象者は？

- ・ 不妊治療（タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精、男性不妊治療等）を開始し、治療を受けた夫婦（※保険適用の有無は問いません。）

○助成の内容は？

- ・ 対象となる不妊治療にかかった費用から加入している健康保険から支給される額（高額療養費や付加給付など）を除いた自己負担額のうち、1年度（申請のあった日の属する年度）当たり、下表の金額を上限に、通算5年間助成します。

不妊治療費（男性不妊治療費含む）に対する助成

治療内容	上限金額
不妊治療（保険適用）を受けた方	10 万円
不妊治療（保険適用外）を受けた方	20 万円

○助成の要件は？

- ・ 婚姻している夫婦であること（事実婚も含む）
- ・ 夫又は妻のいずれか一方若しくは両方が、市内に1年以上住所を有している夫婦であること
- ・ 市税を滞納していない夫婦であること
- ・ 治療をしているものが市内に住所を有していること

○申請に必要なものは？

- ・ 不妊治療費助成事業受診等証明書
- ・ 治療に要した領収書及び診療明細書（原本提出返却不可）
- ・ 夫婦であること及び住所の確認ができる書類（住民票等）
- ・ 市税の滞納がないことが確認できる書類
- ・ 健康保険証 など

○申請の時期は？

- ・ 1周期の治療終了後1年以内

○その他の助成は？

- ・ 鹿児島県が令和5年度より先進医療不妊治療費助成事業を始めました。詳しくは県ホームページ又は鹿屋保健所（☎52-2105）にお問合せください。



九州大会以上に出場することが決まったときは？ (ピアノコンクール等の文化各種大会で県の予選会を突破したときなど)

◎鹿屋市文化各種大会出場補助金

- 助成の対象者は？
- ・ 市内に居住する小中高校生
 - ・ 市内に居住又は勤務する方
 - ・ 市内で活動している文化団体
 - ※出場者の2／3以上が市内居住者であること
- 助成の内容は？
- ・ 大会に参加するための旅費・宿泊費（上限6千円／1泊）の助成(当該年度1回限り)
 - ・ 経費の1／2以内
 - ※ただし、個人は3万円、団体は13万円を上限
- 助成の要件は？
- ・ 県大会等予選会を経て選抜されること
 - ・ 国又は都道府県が主催若しくは後援する大会（九州大会以上）へ出場すること
- 申請に必要なものは？
- ・ 補助金申請書
 - ・ 補助金収支予算書
 - ・ 出場資格証明写し（予選大会成績・推薦書など）
 - ・ 大会要項写し
- 申請の時期は？
- ・ 随時（ただし、予算上限となるまで）
 - ・ 出発する20日前までに申請



九州大会以上に出場することが決まったときは？ (スポーツ大会で県の予選会を突破したときなど)

◎鹿屋市スポーツ大会出場助成

- 助成の対象者は？
- ・ 市内に居住する小中学生、高校生
 - ・ 鹿屋女子高等学校の生徒
 - ・ 市内に居住する大学生（国際大会出場者に限る。）
 - ・ 市内に居住する社会人
- 助成の内容は？
- ・ 3千円～3万円
 - ※大会の規模や対象者によって支給額が異なります。
- 助成の要件は？
- ・ 日本スポーツ協会加盟団体等が主催又は共催する九州大会以上のスポーツ大会に、予選会等を経て県代表の正選手として選抜されること
- 申請に必要なものは？
- ・ 大会出場を証するもの（選手登録書や大会申込書）
 - ・ 出場資格を証するもの（予選大会成績や賞状）
 - ・ 予選及び本選の大会要綱（抜粋不可）の写し
- 申請の時期は？
- ・ 大会開催の前日までに申請（ただし、予算上限となるまで）



高校や大学、専門学校への進学に伴い 奨学資金が必要なときは？



◎鹿屋市奨学資金の貸付

- 貸付の対象者は？
- ・ 高等学校以上の学校に在学（在学予定）し、品行方正及び学術優秀な方で、学費の支弁が困難と認められ、かつ市内に3年以上在住する方の保護を受けている方
- 貸付の内容は？
- ・ 高等学校及び高等専門学校（1～3年生）の奨学生
月額 1万2千円
 - ・ 大学（短大・大学院含む）及び高等専門学校（4～5年生）の奨学生
月額 3万円
 - ・ 専修学校専門課程の奨学生 月額 3万円
- 貸付の要件は？
- ・ 奨学資金の申請にあたり、成年者で独立の生計を営み、かつ、将来、奨学資金の返還の責を負うことができる連帯保証人2人の連署が必要
※奨学生選考委員会の審査において決定します。
- 申請に必要なものは？
- ・ 奨学資金貸与申請書（連帯保証人が2人必要）、奨学生推薦書、在学証明書又は合格通知書の写し など
※推薦書は卒業校のものになります。
※在学証明書は年度途中で申請をする際に必要となります。
- 申請の時期は？
- ・ 通常、3月の1か月間



就学資金にお困りのときは？

◎鹿屋市就学援助費

- 助成の対象者は？
 - ・市内の小中学校に在籍している児童生徒の保護者
 - ・市内に住所を有しながら市外の小中学校に在籍している児童生徒の保護者
 - ※上記いずれかのうち、市内の定める要件を満たす方
- 助成の内容は？
 - ・次の費用について、全額又は一部を援助
 - ・学用品費
 - ・通学用品費
 - ・修学旅行費
 - ・校外活動費
 - ・新入学学用品費（入学準備金）
 - ・医療費
- 助成の要件は？
 - ・生活保護を受給されている方（要保護者）
 - ※修学旅行費・医療費のみ
 - ・要保護者に準する程度に経済的に困窮されていると鹿屋市教育委員会が認める方（準要保護者）
- 申請に必要なものは？
 - ・就学援助申請書
 - ・振込先の通帳の写し
 - ・1月1日現在の住所地の市町村が発行した所得課税証明書（市外に居住されていた方のみ）
- 申請の時期は？
 - ・随時



身体状況に合わせ、お住まいの改修などをしたいときは？ (介護用の手すり設置など)

◎住宅改修費用の助成

- 助成の対象者は？
 - ・ 要介護認定を受けている方で、在宅での生活（移動、排泄、入浴）に支障のある方
- 助成の内容は？
 - ・ 手すり、段差解消、洋式便座への取替などの住宅改修費の一部助成（上限20万円）
※自己負担割合に応じて、改修費の7～9割を助成
- 助成の要件は？
 - ・ あらかじめ保険給付として適当な改修であるか、市が確認したものであること
※住民票に記載されている住所と異なる住所にある住宅は対象外です。
- 申請に必要なものは？
 - ・ 申請書、理由書、見積書、図面 など
（ケアマネジャー等の専門職による代理申請ができます。）
※工事完了後に別途手続きがあります。
- 申請の時期は？
 - ・ 随時



身体状況に合わせ、入浴用のイス等を購入したいときは？ (福祉用具の購入)

◎福祉用具購入費用の助成

- 助成の対象者は？
 - ・ 要介護認定を受けている方で、在宅での生活（移動、排泄、入浴）に支障のある方
- 助成の内容は？
 - ・ 腰掛け便座、入浴補助用具など入浴や排泄などに使用する福祉用具購入費の一部助成（1年につき上限10万円）
 - ・ ※自己負担割合に応じて、購入費の7～9割を助成
- 助成の要件は？
 - ・ 都道府県等の指定を受けた特定福祉用具販売事業者から購入した場合のみ
- 申請に必要なものは？
 - ・ 申請書、領収書、カタログ、福祉用具サービス計画書、振込先の分かるもの（通帳等）の写し など（ケアマネジャー等の専門職による代理申請ができます。）
- 申請の時期は？
 - ・ 随時



健康で長生きするために！ (はり・きゅう施術料の助成)

◎はり・きゅう券の交付

- 助成の対象者は？
 - ・ 市内に居住する65歳以上の方
- 助成の内容は？
 - ・ 1回当たり500円の助成券を年20枚交付
- 助成の要件は？
 - ・ 市が指定するはり師、きゅう師から受ける施術であること
- 申請に必要なものは？
 - ・ 申請書
 - ・ 身分証明書
 - ※代理申請も可能ですが、別途条件がありますのでお問合せください。
- 申請の時期は？
 - ・ 随時
 - ※使用期限は申請年度の3月31日まで。



健康で長生きするために！ (公衆浴場利用料の助成)

◎公衆浴場利用券の交付

- 助成の対象者は？
 - ・ 市内に居住する65歳以上の方
- 助成の内容は？
 - ・ 1回当たり100円の助成券を年16枚交付
- 助成の要件は？
 - ・ 市の指定する公衆浴場等の利用であること
- 申請に必要なものは？
 - ・ 申請書
 - ・ 身分証明書
 - ※代理申請も可能ですが、別途条件がありますのでお問合せください。
- 申請の時期は？
 - ・ 随時
 - ※使用期限は申請年度の3月31日まで。



問合せ先

市役所本庁舎 1 階高齢福祉課

☎31-1116

在宅で重度の要介護状態にある高齢者を介護しているときは？

◎介護慰労金の支給

○支給の対象者は？

- ・市内に居住し、次のいずれかの者を在宅で介護している方
- ・65歳以上で要介護2～5の認定を6か月以上受けている方
- ・20～64歳で特別障がい者手当を6か月以上受給している方

○助成の内容は？

- ・【65歳以上】
・要介護状態区分が要介護2（重度認知症のみ）又は要介護3の要介護高齢者 1人につき 年額3万円
- ・要介護状態区分が要介護4又は要介護5の要介護高齢者 1人につき 年額6万円
- ・【20歳～64歳】
・要介護障がい者 1人につき 年額3万円

○助成の要件は？

- ・要介護高齢者等及びその介護者が市内に引き続き1年以上居住し、住所を有する場合において、介護者が同居又はこれに準ずる状態で6か月以上介護していること
- ・※毎年8月1日と2月1日を資格認定の基準日としています。

○申請に必要なものは？

- ・申請書（民生委員の署名が必要）
- ・介護者名義の預金通帳の写し、介護保険被保険者証

○申請の時期は？

- ・8月又は2月



高齢者の介護に紙おむつが必要なときは？

◎紙おむつの支給

○助成の対象者は？

- 以下の要件全てに該当する方を在宅で介護し、市内に
- 住民登録がある介護者
- ・ 市内に居住しており、住民登録がある方で要介護認
- 定を受けていること
- ・ 要介護認定の調査票等で日常生活自立度が該当基準
- 以上であり、かつ、常時おむつが必要な状態が3か
- 月以上継続していること
- ・ 市民税が課税されていないこと
- ・ 在宅日数が1か月当たり20日以上であること
- ・ 施設又は医療機関等に入所・入院していないこと

○助成の内容は？

- ・ 1 か月当たり 3 枚（1 枚当たり1,000円）の給付券
- を交付
- ※紙おむつを購入する際に、給付券と紙おむつを引
- 換え

○助成の要件は？

- ・ 市の指定する店舗で引き換えること

○申請に必要なものは？

- ・ 申請書
- ・ 健康保険証等の身分を証明できるもの

○申請の時期は？

- ・ 随時



高齢者の方が公共交通機関を利用するときは？

◎敬老バスの助成

- 助成の対象者は？
 - ・ 市内に居住し、住民登録を有する70歳以上の方
- 助成の内容は？
 - ・ ICバスカード購入額として自己負担した金額の1／2を助成
(年間上限5,000円)
- 助成の要件は？
 - ・ ICバスカードを購入又は積み増しをすること
- 申請に必要なものは？
 - ・ 敬老バス助成金
 - ・ ICバスカード
 - ・ 購入証明書（リナシティかのやバス待合所内鹿児島交通で発行）又は領収書（年度内に発行されているもの）
 - ・ 健康保険証等の身分を証明できるもの
 - ・ 本人名義の通帳
- 申請の時期は？
 - ・ 随時



高齢者を見守るための機器を導入したいときは？

○高齢者見守り確認機器の導入費用の助成

- 助成の対象者は？
 - ・見守り対象の高齢者と別宅の親族
- 助成の内容は？
 - ・見守り確認機器を導入する際に必要となる経費の2分の1（上限1万円）
- 助成の要件は？
 - 見守り対象の高齢者が次の要件の全てを満たすこと
 - ・市内に住所を有し、かつ、市内に居住し、自宅で生活していること
 - ・65歳以上の単身世帯又は65歳以上の者のみからなる世帯に属していること
 - ・鹿屋市の緊急通報装置の貸与を受けていないこと
 - 見守り確認機器が次のいずれかであること
 - ・見守り対象の高齢者の動作、熱などを感知したときに家族に連絡が届くセンサー型の機器
 - ・見守り対象の高齢者が使用時又は長時間不使用時に家族に連絡が届く家電又は家電に設置する機器
- 申請に必要なものは？
 - ・事前確認申請書
 - ・見守り確認機器の種類、必要な費用が確認できる書類（カタログなど）
 - ・公的身分証明書の写し（申請者が市外に住所を有する場合のみ）
 - ※各総合支所住民サービス課でも申請できます。
 - ※事前確認で助成対象となることを確認した後、改めて本申請を受け付けます。
- 申請の時期は？
 - ・随時



運転免許証を自主返納したときは？

◎高齢者運転免許返納者へのサービス

- 助成の対象者は？
 - ・ 市内居住の65歳以上で運転免許証を自主返納された方
- 助成の内容は？
 - ・ 「タクシー利用券（500円×24枚）」又は「バスICカード（いわさきICカード1万2千円分）1枚」
 - ※タクシー利用券の利用期限（交付を受けた翌年度の3月31日まで）
- 助成の要件は？
 - ・ 申請時に運転免許自主返納カード又は取消通知書を提示すること
（代理申請も可能。※身分証明書の提示必須）
- 申請に必要なものは？
 - ・ 運転免許自主返納カード又は取消通知書
- 申請の時期は？
 - ・ 運転免許返納日から1年以内
 - ※申請は1回限り。再交付不可
- その他の助成は？
 - ・ 運転免許自主返納カードを提示することでくるりんバス運賃割引（令和8年3月末まで）
 - ※実質無料（大人運賃より100円引き）



県の制度資金等を活用したときは？

◎鹿屋市中小企業資金保証料補助金…①（下記①を参照ください）

◎鹿屋市中小企業資金利子補給金…②（下記②を参照ください）

○助成の対象者は？

- ①鹿児島県中小企業制度資金のうち、設備資金又は経済活性化支援資金の融資を受けた中小企業等
- ②鹿児島県中小企業制度資金、日本政策金融公庫制度資金、商工貯蓄共済制度資金の融資（国、県その他団体等から利息相当額の利子補給を受けており、実質的に利息の負担がないものは除く。）を受けた中小企業等

○助成の内容は？

- ①創業、設備取得等の積極的な取組に要する資金の融資を受けるにあたって支払った信用保証料の1/2を助成（30万円上限）
- ②第1回目から第12回目までに支払った利息の1/2を補助（10万円上限）

○助成の要件は？

- 【①・②共通】
- ・市内に主たる事業所を有している中小企業
- ・鹿屋商工会議所又はかのや市商工会に加入し、かつ、市税の滞納がないこと

○申請に必要なものは？

- ①・鹿屋市中小企業資金保証料補助金交付申請書
- ・金銭消費貸借契約証書の写し
- ・信用保証料を支払ったことを証する書類
- ②・鹿屋市中小企業資金利子補給金交付申請書
- ・償還計画書
- ・借用証書又は金銭消費貸借契約証書の写し
- ・支払利息証明書（償還遅延による損害金等の別が分かるもの）
- 【①・②共通】
- ・請求書
- ・通帳の写し
- ・信用保証書の写し
- ・滞納のない証明書 など

○申請の時期は？

- ①資金を借り入れた日の属する年の翌年1月
- ②事前届出：融資実行日（借入日）の翌月末以内
- 直前申請：第12回目の利息支払予定日から1か月以内

○申請先は？

- 【①・②共通】
- ・加入している鹿屋商工会議所 又は かのや市商工会

問合せ先

市役所本庁舎2階商工振興課

☎31-1164



地元企業の人材確保を支援します！

◎求人情報発信支援事業補助金

○助成の対象者は？

- ・新たに就職支援事業者のサポートを受けながら、就職情報サイトを活用して採用活動に取り組む市内事業者

○助成の内容は？

- ・市内事業所等への正社員の採用及び配属を目的として、新たに就職支援事業者のサポートを受け、就職情報サイトへ求人情報を掲載する費用を助成

区分	対象経費
初期費	初期登録に係る費用
掲載費	求人広告掲載料に係る費用（掲載期間 1 年以内）
支援費	雇用条件等に対する助言及び取材、原稿作成等に係る費用

対象経費の 1 / 2 以内（上限30万円）

○助成の要件は？

- ・市内に本社を有する事業者であること
- ・市内で正社員として雇用を予定していること
- ・市税の滞納がないこと
- ・補助金の交付は、1 事業者当たり 1 回限りとする。

○申請に必要なものは？

- ・申請書、事業計画書、収支予算書
- ・対象経費の内容を確認できる書類（見積書等）
- ・市内に住所がある事を証明する書類（確定申告書、定款等）
- ・滞納のない証明書 など

○申請の時期は？

- ・随時
- ・（ただし、予算上限となるまで）



販路開拓を支援します !!

◎鹿屋市販路開拓支援事業

- 助成の対象者は？
- ・ 市内で生産される農林水産物又は製造、加工される食品の販路開拓に取り組む法人、団体、個人
- 助成の内容は？
- ・ 国内で開催される展示会等への参加に要する出展料を助成
 - ・ 対象経費の1／2以内、上限15万円
 - ※ 1年度1回限り
- 助成の要件は？
- ・ 市内に本店、支店若しくは営業所等を有する法人又は市内に住所を有する個人若しくは団体であること
 - ・ 市内で生産される農林水産物（食用に供するものに限る。）又は製造、加工される食品の販路開拓のために国内で開催される展示会等へ参加すること
 - ・ 市税の滞納がないこと
 - ・ 過去にかのや逸品ビジネスマッチング支援事業による補助金の交付を受けていないこと
- 申請に必要なものは？
- ・ 申請書、事業計画書、収支予算書
 - ・ 参加申込の内容が確認できる書類（申込書等）
 - ・ 対象経費の内容を確認できる書類（見積書等）
 - ・ 市内に住所又は、本店、支店等が所在することを証明する書類（定款、住民票等）
 - ・ 市税に滞納のない証明
 - ・ その他必要となる書類
- 申請の時期は？
- ・ 随時（ただし、予算上限となるまで）



平成28年6月初版
平成29年6月改訂
平成30年9月改訂
令和元年6月改訂
令和2年7月改訂
令和3年7月改訂
令和4年7月改訂
令和5年6月改訂
令和6年6月改訂

発行元 鹿屋市 総務部 財政課